

間伐材チップの確認に関する〇〇木材組合（連合会）行動規範（案）

〇〇木材組合（連合会）
制定 平成 年 月 日

政府は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を改定することにより、国等が調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐材を原料として特に指定したところである。

一方、森林のもつ国土の保全や地球温暖化の防止などの公益的機能を高度に発揮していくためには、森林を適切に整備・保全することが必要である。とりわけ、利用可能な資源が充実しつつある我が国の人工林については、間伐を適時適切に進めることに加え、林地に放置される間伐材の積極的な利用が必要となっている。

このような状況を踏まえ、〇〇木材組合（連合会）（以下〇 木連）は、コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者が、これらについて間伐材由来であることの確認に取り組むに当たっての行動規範を制定し、ここに公表する。

（間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及の促進）

- 1 〇木連は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 2 林野庁が策定、公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇 木連の会員事業者の認定を行い、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給の促進に努めるものとする。

（情報の公開）

- 3 〇木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

「間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領」(案)

〇〇木材組合（連合会）

平成〇〇年〇月〇日作成

平成〇〇年〇月〇日公表

第一 目的

本実施要領は、〇〇木材組合（以下「当団体」という）が平成年月日に作成し、公表した「間伐材チップの確認に係る〇〇木材組合（連合会）行動規範」（以下「行動規範」という。）で規定する「間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成21年2月13日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に示された「業界団体の評価・認定を得て行う証明方法」により、当団体評価・認定する事業者（以下、「認定事業者」という）として、間伐材及び間伐材を原料としたチップ（以下「間伐材等」という。）の証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、[別記1](#)で定める「間伐材等の証明に係る事業者認定申請書」を、当団体へ提出しなければならない*。

* 申請に当たって必要な手数料等は、必要に応じて団体が別途定めることが可能。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「間伐材等の証明に係る事業者認定申請書」の内容について、本実施要領「第五認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する
- 3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①間伐材等であることが証明された木材とそれ以外のものを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等であることが証明された木材とそれ以外の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③間伐材等であることが証明された木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、[別記2](#)で定める「間伐材等の証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等であることが証明された木材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、[別記3](#)とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、[別記4](#)で定める「間伐材等であることが証明された木材の取扱実績報告」により、間伐材等であることが証明された木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による間伐材等の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、[別記5](#)で定める「間伐材等の証明に係る認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 間伐材等の証明に係る事業者認定の継続

間伐材等の証明に係る事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、[別記1ア](#)で定める「間伐材等の証明に係る事業者認定申請書(継続)」を当団体へ提出しなければならない。

※ 第三において手数料を定めた場合にはその旨記載する

附則 この実施要領は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

【別記1】

間伐材等の証明に係る事業者認定申請書

〇〇木材組合(連合会) 殿

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

貴団体の認定を得て間伐材等であることの証明を行いたいので、間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 : (別添1)^{※1}
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 : (別添2)^{※1}
- 4 分別管理及び書類管理の方針 : (別添3)
- 5 その他^{※2} : (別添4)

※1 適宜作成

※2 資格(ISO、JAS等)を持っていればその旨を記入。

【別記 1 ア】

間伐材等の証明に係る事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

社団法人全国木材組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て間伐材等の証明を継続して行いたいので、間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記の通り関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の間伐材等の取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添3】

分別管理及び書類管理方針書

〇〇チップ(株)

平成〇年〇月〇日

本方針書は、林野庁が作成した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」を受け、間伐材等であることが証明された木材由来のチップ(以下「間伐材チップ」という。)の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社工場における間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの取り扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、分別管理責任者を定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うこととする。

(分別管理の実施)

- ・ 原材料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材であることが証明されているかを確認する。
- ・ 原材料の保管に当たっては、間伐材であることが証明されたものと、それ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所を明示する。
- ・ チップ加工に当たっては、間伐材であることが証明されたものと、それ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ チップの保管に当たっては、間伐材チップとそれ以外のチップが混在しないように、それぞれの保管場所を明示する。
- ・ 間伐材チップの出荷に当たっては、当該チップが間伐材であることが証明された木材由来であることを納品書等に記載する。

(書類管理)

- ・ 間伐材であることが証明された木材(原材料)及び間伐材チップ生産量を実績報告として取りまとめるとともに、毎年公表する。
- ・ 間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、一定期間整理保管する。

【別記2】

間伐材等の証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

〇〇木材組合(連合会)

平成 年 月 日付けで申請のありました間伐材等の証明に係る事業者認定申請について、当団体の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号:

事業者の所在地:

代表者の氏名:

認定の有効期間: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※ 申請内容に変更があった場合、届け出てください。

【別記3】

番 号
平成 年 月 日

間伐材証明書

殿

事業者の所在地:

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

下記の物件は、間伐材のみを原料としていることを証明します。

記

1 樹種 :

2 数量 :

注:1 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(間伐材を原料としていること等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

2 数量については、商取引上の単位(トンなど)にて記述してください。

【別記4】

〇〇木材組合(連合会) 殿

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

団体認定番号

間伐材等であることが証明された木材の取扱実績報告

間伐材チップの確認に係る事業者認定実施要領第8により、下記のとおり間伐材であることの証明された木材の取扱実績を報告します。

記

1 期間 平成 年4月1日～平成 年3月31日

2 木材・木材製品の取扱量(総数) 原木(原料)入荷量
製品出荷量

3 うち、間伐材であることが証明されたもの 原木(原料)入荷量
製品出荷量

備考:

注:原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考欄にその理由を記述してください。

【別記5】

間伐材等の証明に係る認定事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

〇〇木材組合(連合会)

貴事業体については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、間伐材等の証明に係る事業者認定実施要領第10の規定により、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号:
- 2 事業者の名称:
- 3 代表者の氏名:
- 4 事業者の所在地
- 5 取消の理由